

「特定無線局の変更等申請、免許状の訂正申請又は記載事項の変更届出を同時に行う場合の申請（届出）書の特例様式」の記載要領

- 注 1 該当しない手続きの申請書又は届出書の表記は必要に応じて削除することができる。
- 2 電波法第 27 条の 8 第 1 項の規定による特定無線局の変更等の許可申請又は電波法第 27 条の 9 の規定による特定無線局の周波数等の指定の変更申請を他の申請（届出）と併せて行う場合は、総務大臣宛に加えて、総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務局長）に宛てること。
- 3 該当する□にレ印を付けること。
- 4 1 の欄は、次によること。
- (1) 住所の欄は、日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明な場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 5 2 の欄は、次によること。
- (1) ①の欄は、免許規則第 2 条第 1 項に掲げる無線局の種別を記載すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
 - (3) ③の欄の記載は、次によること。
 - ア 免許状訂正申請を行う場合に限り、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。
 - イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 6 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 7 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。